

## (仮称)青森市健康増進計画策定概要

### 1 健康増進計画の策定根拠と位置づけ

- ・健康増進法（平成15年5月施行）第8条に基づく「市町村健康増進計画」である。
- ・青森市新総合計画前期基本計画の「分野別計画」とする。

### 2 健康増進計画の策定にあたって

- ・健康増進計画は、高齢化が進展している中で、市の平均寿命は全国と比較して短く、また、生活習慣病や自殺による死亡率も全国と比較して高いなどの様々な課題がある中、誰もが生涯を通じて、心身ともに健やかに生活できるよう、地域における健康づくり運動の促進や、食生活や運動習慣、喫煙などの生活習慣の改善、さらには、健（検）診の受診率向上や自殺予防を含めた心の健康づくり等の健康づくり施策を、総合的かつ効果的に推進する内容とする。
- ・平成25年4月からスタートした、国の「21世紀における第2次国民健康づくり運動（第2次健康日本21）」の基本的な方向を踏まえた内容とする。
  - <国の基本的な方向>
    - 健康寿命の延伸
    - 生活習慣病の発症予防と重症化予防
    - 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上  
(こころの健康づくり、次世代の健康づくり、高齢者の健康づくり等)
    - 健康を支え、守るための社会環境の整備
    - 生活習慣の改善及び社会環境の改善
- ・青森県健康増進計画「健康あおもり21（第2次）」（平成25年3月策定）を踏まえた内容とする。

### 3 計画の策定体制

- ・青森市健康福祉審議会の「地域保健専門分科会」の委員7名の他、臨時委員として2名を追加する。(公募委員を含む)

### 4 市民からの意見聴取

- ・受診率向上に課題を抱えるがん検診について、市民の受診の実態とその意識等を把握するため、アンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料とする。
- ・計画素案が決定した段階で、パブリックコメントを実施する。

### 5 策定スケジュール

- ・資料1 - 参照